○福島地方水道用水供給企業団水道用水 供給条例

平成 18 年 8 月 30 日 条 例 第 6 号

改正 平成 20 年 2 月 23 日条例第 1 号 平成 26 年 3 月 3 日条例第 1 号 平成21年9月1日条例第1号 平成27年9月2日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、福島地方水道用水供給企業団(以下「企業団」という。)が 行う水道用水の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水対象)

第2条 企業団が水道用水の供給の対象とする団体(以下「受水団体」という。) は、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町及び川保町とする。 (受水の申込み)

第3条 受水団体は、毎年企業長の定める日までに、翌年度の受水量について申込みを行い、企業長の承諾を得なければならない。

(給水料金)

- 第4条 給水料金は、次の各号に規定する料金の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
 - (1) 基本料金 各受水団体ごとに別表に掲げる額とする。
 - (2) 従量料金 各受水団体の使用水量に1立方メートル当たり38円を乗じて得た額とする。

(使用水量)

- **第5条** 使用水量は、企業団が設置した流量計により測定した水量とする。ただし、 各受水団体に係る流量計の設置地点が複数ある場合は、その合計の水量とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用水量を流量計により測定することが不可能又は

不適当と認められる場合は、企業長が認定するものとする。

(給水料金の徴収)

第6条 企業長は、第4条の規定により算定した給水料金を、受水団体から毎月徴収するものとする。

(給水料金の減免)

第7条 企業長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、給水料金を減免することができる。

(給水の制限及び停止)

- 第8条 給水は、災害その他のやむを得ない場合を除き、制限又は停止をしない。
- 2 企業長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を 定めて受水団体に通知するものとする。ただし、緊急その他のやむを得ない場合 は、この限りでない。
- 3 前項の規定による給水の制限又は停止により、受水団体に損害を及ぼすことが あっても企業長は、その責めを負わない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の廃止)

2 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例(平成14年条例第3号)は、廃 止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例第7条の規定により算定された平成18年度3月分の給水料金については、この条例にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月23日条例第1号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年9月1日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の規 定は、平成22年度4月分の給水料金から適用し、平成21年度3月分までの給水料金 については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月3日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例第4条 の規定は、平成26年度4月分の給水料金から適用し、平成25年度3月分までの給 水料金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月2日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の規定は、平成28年度4月分の給水料金から適用し、平成27年度3月分までの給水料金については、なお従前の例による

別表 (第4条関係)

受水団体	基本料金(月額)
福島市	97,391,000円
二本松市	4,466,000円
伊 達 市	30,077,000円
桑 折 町	3,624,000円
国 見 町	3,925,000円
川 俣 町	1,819,000円